

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日部市市民参加推進条例の一部改正)

第1条 春日部市市民参加推進条例（平成20年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第24条 推進審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民参加推進課において処理する。	(庶務) 第24条 推進審議会の庶務は、 <u>市民部</u> 市民参加推進課において処理する。

(春日部市名誉市民条例の一部改正)

第2条 春日部市名誉市民条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 名誉市民に関する庶務は、 <u>市長公室秘書課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 名誉市民に関する庶務は、 <u>秘書室</u> において処理する。

(春日部市行政改革審議会条例の一部改正)

第3条 春日部市行政改革審議会条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政改革推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政経営課</u> において処理する。

(春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>市民生活部市民生活相談課</u> において処理する。	(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>市民部情報統計課</u> において処理する。

(春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第5条 春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部市民生活相談課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民部情報統計課</u> において処理する。

(春日部市男女共同参画推進審議会条例の一部改正)

第6条 春日部市男女共同参画推進審議会条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民参加推進課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民部</u> 市民参加推進課において処理する。

(春日部市児童福祉審議会条例の一部改正)

第7条 春日部市児童福祉審議会条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉部子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉健康部こども家庭課</u> において処理する。

(春日部市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第8条 春日部市老人ホーム入所判定委員会条例（平成17年条例第99号）の一部を次の

ように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉部高齢者支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。

(春日部市高齢者保健福祉計画等推進審議会条例の一部改正)

第9条 春日部市高齢者保健福祉計画等推進審議会条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉部高齢者支援課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。

(春日部市介護保険条例の一部改正)

第10条 春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 認定審査会及び委員会の庶務は、 <u>健康保険部介護保険課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 認定審査会及び委員会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。

(春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部改正)

第11条 春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康保険部介護保険課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>福祉健康部高齢介護課</u> において処理する。

(春日部市介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正)

第12条 春日部市介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審査会及び委員会の庶務は、 <u>福祉部障がい者支援課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審査会及び委員会の庶務は、 <u>福祉健康部障がい者福祉課</u> において処理する。

(春日部市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第13条 春日部市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康保険部</u> 健康課において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉健康部</u> 健康課において処理する。

(春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第14条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>資源循環推進課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>廃棄物対策課</u> において処理する。

(春日部市環境審議会条例の一部改正)

第15条 春日部市環境審議会条例（平成17年条例第114号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境政策推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境保全課</u> において処理する。

(春日部市防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

第16条 春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第17条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 暮らしの安全課において処理する。	(庶務) 第17条 協議会の庶務は、 <u>市民部</u> 暮らしの安全課において処理する。

(春日部市開発審査会条例の一部改正)

第17条 春日部市開発審査会条例（平成19年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審査会の庶務は、都市整備部 <u>開発調整課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審査会の庶務は、都市整備部 <u>開発指導課</u> において処理する。

(春日部市自動車駐車場条例の一部改正)

第18条 春日部市自動車駐車場条例（平成17年条例第146号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第3条 自動車駐車場は、 <u>市民生活部</u> 暮らしの安全課が管理する。	(管理) 第3条 自動車駐車場は、 <u>市民部</u> 暮らしの安全課が管理する。

(春日部市自転車駐車場条例の一部改正)

第19条 春日部市自転車駐車場条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正

する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第3条 自転車駐車場は、 <u>市民生活部</u> 暮らしの安全課が管理する。	(管理) 第3条 自転車駐車場は、 <u>市民部</u> 暮らしの安全課が管理する。

(春日部市自転車放置防止条例の一部改正)

第20条 春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第19条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 暮らしの安全課において処理する。	(庶務) 第19条 協議会の庶務は、 <u>市民部</u> 暮らしの安全課において処理する。

(春日部市住居表示審議会条例の一部改正)

第21条 春日部市住居表示審議会条例（平成17年条例第153号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民部</u> 市民課において処理する。

(春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正)

第22条 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第14条 審査会の庶務は、都市整備部 <u>開発調整課</u>	(庶務) 第14条 審査会の庶務は、都市整備部 <u>開発指導課</u>

において処理する。	において処理する。
-----------	-----------

(春日部市国民保護協議会条例の一部改正)

第23条 春日部市国民保護協議会条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>市長公室防災対策課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>危機管理防災室</u> において処理する。

(春日部市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第24条 春日部市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>スポーツ推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>体育振興課</u> において処理する。

(春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例の一部改正)

第25条 春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例（平成17年条例第192号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 見舞金等に関する事務の処理は、春日部市教育委員会事務局社会教育部 <u>スポーツ推進課</u> において行う。	(庶務) 第9条 見舞金等に関する事務の処理は、春日部市教育委員会事務局社会教育部 <u>体育振興課</u> において行う。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。